

○山口市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱

平成25年3月26日

告示第46号

改正 平成27年12月21日告示第123号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する一部負担金(法第57条の2に規定する高額療養費支給の対象となった場合は、一部負担金から高額療養費を控除した負担額をいう。以下同じ。)の減額、支払いの免除及び徴収猶予(以下「減免等」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の要否判断に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準生活費をいう。
- (3) 生活保護基準 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額をいう。

(一部負担金の減免等)

第3条 市長は、一部負担金の支払い又は納付の義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、その世帯の生活が著しく困難となった場合において、民法(明治31年法律第9号)に定める扶養義務者の扶養をもってしても又は利用しうる資産及び能力の活用を図ったとしても一部負担金の負担能力に欠けると認められる場合は、一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡し若しくは障

害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。

- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

(対象者)

第4条 一部負担金の減免等を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であつて、世帯主及び該当世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯、又は特別の事情があると認められる者は、この限りでない。

- (1) 一部負担金の支払義務を負う被保険者が属する世帯の世帯主
- (2) 山口市に6箇月以上住所を有している者
- (3) 減免等の措置を受けようとする世帯に賦課された国民健康保険税を滞納していない者

(減免及び支払の免除の割合)

第5条 第3条の規定により、減免対象世帯とみなされた世帯に属する被保険者の疾病又は負傷に係る一部負担金の減額及び支払免除(以下「減免」という。)の割合は、次の表に定めるところによる。

一部負担金減免基準率	減免割合
110%以下	10割
110%を超えて115%以下	8割
115%を超えて120%以下	5割

2 一部負担金減免基準率は、当該世帯の基準生活費のうちに実収入月額の内訳を占める割合とする。

(減免の期間)

第6条 減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で申請のあ

った日の属する月以降12箇月につき3箇月以内を標準とする。

(徴収猶予)

第7条 第5条に該当しないときで必要と認める場合については、徴収猶予を行うことができる。

2 徴収猶予を行う期間は、6箇月以内とする。

(申請)

第8条 第3条の規定による一部負担金の減免等の措置を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に申し出て一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(様式第1号)の交付を受け、必要事項を記載のうえ、その世帯の生活が著しく困難となったことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の世帯の生活が著しく困難となったことを証明する書類とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活状況申告書(様式第2号)

(2) 給与証明書(様式第3号)

(3) その他申請理由を証明する資料

(審査)

第9条 市長は、前条の一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書を受理したときは、その内容を調査し、必要があると認めるときは法第113条及び第113条の2の規定に基づき、世帯主に対して文書その他の資料の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができるとともに、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主の資産又は収入の状況につき、官公署又は銀行等の機関若しくはその他の関係者に資料の提供及び報告を求めることができるものとする。

2 前項の調査において、世帯主又はその世帯に属する被保険者が非協力的又は消極的であるため事実確認が困難なときには、申請を却下することができるものとする。

(通知)

第10条 市長は、前条の申請に係る処分を決定したときは、その旨を申請者に国民

健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第4号)により通知するとともに、承認を受けた被保険者には国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書(様式第5号)を併せて発行するものとする。

(取消)

第11条 一部負担金の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を取り消し、これを一時に徴収することができる。

(1) 一部負担金の徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けたものであるときは、市長は、直ちに減免を取り消した旨及び取り消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取り消しの日の前日までの間に、減免によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月診療分から適用する。

附 則(平成27年12月21日告示第123号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(山口市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この告示の施行の際、第8条の規定による改正前の山口市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第8条関係）

減 額 一 部 負 担 金 免 除 申 請 書 徴収猶予				
			年 月 日	
山 県 市 長 様		申請者 住所		
		(世帯主) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
下記のとおり申請します。 なお、申請の審査に当たり、申請者及びその世帯の住民登録資料、税務資料等について閲覧することを承諾します。				
被保険者証記号番号		個人番号		
療養の給付を受ける被保険者氏名				
生 年 月 日	年 月 日	世帯主との続柄		
傷 病 名		発病又は負傷年 月 日	年 月 日	
療 養 期 間(見 込)	入院 外来	年 月 日から	年 月 日まで	
保 険 医 療 機 関 等 の 所 在 地 ・ 名 称 並びに医師等の氏名				
申請事由	<input type="checkbox"/> 災害( ) <input type="checkbox"/> 事業の休止(廃業) <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 主たる所得者の死亡 <input type="checkbox"/> その他( )			
世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	職業(勤務先又は学校名)
		世帯主		



様式第3号（第8条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

山県市長 様

事業主(雇用主)住所

事業所名

代表者名



次のとおり証明します。

氏名		住所		
役職名及び職務内容				
		今月分( 月分)	前月分( 月分)	前々月分( 月分)
勤務(就労)日数		円	円	円
支 払 額	基本給	円	円	円
	日 給( 日分)	円	円	円
	時間給( 時間分)	円	円	円
	手当	円	円	円
	賞与	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	小計①	円	円	円
控 除 額	所得税	円	円	円
	市県民税	円	円	円
	健康保険料(税)	円	円	円
	年金保険料	円	円	円
	雇用保険料	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	小計②	円	円	円
差引支給額 ①-②		円	円	円

給与収入及びパート収入の方は、「様式第2号」の「収入の状況」の記入は不要です。  
それにかわるものとして、今月(実績又は見込)及び前2箇月の給与について、事業所で証明を受けてください。

様式第4号（第10条関係）

<p>減 額 国民健康保険一部負担金 免 除 承認・不承認決定通知書 徴収猶予</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">山 県 市 長 <span style="float: right;">印</span></p> <p>下記のとおり通知します。</p>			
<input type="checkbox"/> 承 認		<input type="checkbox"/> 不 承 認	
被保険者記号番号			
療 養 の 給 付 を 受 け る 被 保 険 者	生年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 猶 予	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>		
<input type="checkbox"/> 減 額	<p style="text-align: center;">一部負担金の 割減額</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>		
<input type="checkbox"/> 免 除	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>		



様式第5号（第10条関係）

減 額  
国民健康保険一部負担金 免 除 証明書  
徴収猶予

証明書発行番号	第 号			
被保険者証記号番号			世帯主氏名	
療養の給付を受ける被保険者	住 所			
	氏 名		世帯主との続柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
傷 病 名			発病又は 負傷年月日	年 月 日
一部負担金の取扱	<input type="checkbox"/> 減 額 割			
	<input type="checkbox"/> 免 除			
	<input type="checkbox"/> 徴収猶予			
適 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
<p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山県市長 <span style="float: right;">印</span></p>				

注意事項

- 1 療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を保険医療機関等に提示してください。
- 2 保険医療機関等は、免除・徴収猶予の場合は、被保険者一部負担金を徴収しないでください。
- 3 保険医療機関等は、減額の場合、本来徴収すべき一部負担金から減額割合に応じた減額分を差し引いた金額（5円未満の端数があるときはこれを切捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）を徴収してください。

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)